

社会福祉法人おかざき福祉会 喀痰吸引等研修事業

2号研修（不特定多数の者対象）開催要項

1. 研修目的

平成24年4月1日に改正された「社会福祉士及び介護福祉士法」にもとづき、特別養護老人ホーム・居宅サービス等において必要な医療的ケアをより安全かつ適切に提供できる介護職員等を養成することを目的とする。

2. 研修機関

かみごうの里 ふれあい広場
〒470-1218 豊田市上郷町市場48番地

3. 研修内容

第2号研修（不特定多数の者対象）

実施できる特定行為（実地研修）の範囲は、「口腔内の喀痰吸引」、「鼻腔内の喀痰吸引」、「胃ろう又は腸ろうによる経管栄養」に限られる。

4. 研修日程

別紙のとおり

5. 定員 10名

※申込者が定員を超えた場合は、研修受講の優先性・必要性等を勘案の上、選考とする。

6. 受講資格

特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護、訪問介護等に従事する介護職員等で、全てのカリキュラムを受講できる方。
（医療機関は対象外）

7. 受講料

基本研修（講義・演習）	87,000円
実地研修	
1 口腔内の喀痰吸引	25,000円
2 鼻腔内の喀痰吸引	25,000円
3 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
	25,000円
1～3のすべて	計70,000円
	総計 157,000円

テキスト代 2,420円

※ テキストは、「介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」（中央法規）

8. 免除科目

①【対象者】

介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者

【免除科目】

講義及び演習

②【対象者】

介護福祉士の養成課程の中で、医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者

【免除科目】

講義、演習、修了した実地研修

③【対象者】

「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日 医政発第0401第17号 厚生労働省医局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者

【免除科目】

演習の「口腔内の喀痰吸引」、実習の「口腔内の喀痰吸引」

④【対象者】

平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

【免除科目】

講義、演習、修了した実地研修

⑤【対象者】

「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006号第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者

【免除科目】

講義（筆記試験を合格した者に限る）、演習、修了した実地研修

⑥【対象者】

平成24年度以降に登録研修機関（1、2号）において、たんの吸引等研修を受講し、修了証（或は一部履修証明書）を持つ者

【免除科目】

2号研修修了者 … 講義、演習、修了した実地研修

一部履修証明書所持者 … 履修した科目

9. 申込方法

(1)「受講申込書」に記入の上、募集期間内に郵送で申し込む。

※受講申込書記載の受講免除科目がある場合は、それを証する修了証等の写しを添付する。

(2)申込書類を確認の上、受講決定者には受講可否通知書及び受講料請求書を郵送により送付する。

(3)受講料の入金をもって、手続き完了とする。

10. 募集期間

2026年5月1日 ～ 2026年5月22日

11. 申込書類郵送先・お問い合わせ先

〒444-3343 愛知県岡崎市秦梨町字平畑16番地1

社会福祉法人おかざき福社会 (担当：業務管理・総務室 高橋 司)

TEL : 0564-47-3335 / FAX : 0564-47-3222

E-Mail : soumu@okafuku.com